

第8章 その他

第1節 地すべり防止区域標識の設置について

地すべり防止標識設置要領

1 目的

この要領は、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第8条の規定により地すべり防止区域の標識の設置及び維持管理について定め、もって地すべり防止区域の管理に資するものとする。

2 標識の種類

地すべり等防止法施行規則（昭和33年農林省、建設省令第1号）第4条による標識は次のとおりとする。

標識その1（別記様式1号）

標識その2（別記様式2号）

3 標識の設置に伴う土地所有者等の承諾

標識を設置しようとするときは、あらかじめ当該設置場所にかかる所有者及び管理者にその旨を協議し、その承諾を得なければならない。

4 標識の設置場所

(1) 標識その1は区域内の居住者及び附近の住民に周知徹底されるよう、区域内の見やすい場所を選ぶこと。

(2) 標識その2は、区域指定の際、公示された位置とする。

5 標識の維持管理

標識を設置した後は、常に点検を行い、その管理の適正を期すると共に、次の各号の一つに該当する場合には、すみやかに標識の撤去、補修または新たに標識を設置（以下「再設置」という。）する。

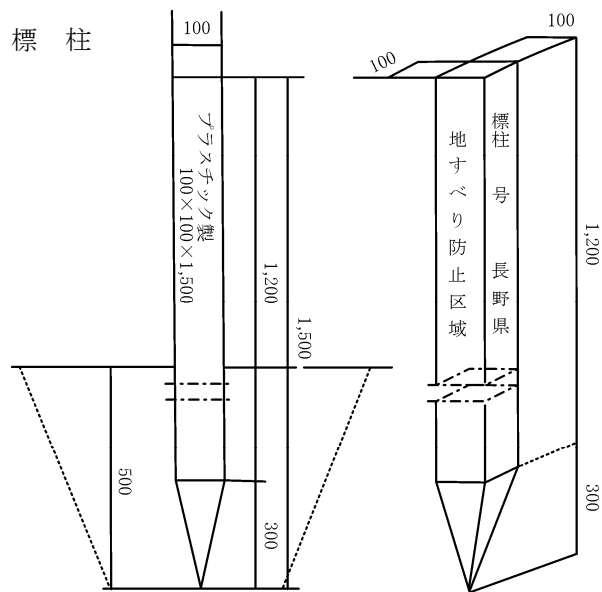
ア 標識が棄損され、又は汚損したとき

イ 標識が倒壊または埋没し、もしくは流出したとき。

ウ 地すべり防止区域の指定の解除があったとき。

(2) 標識の設置後は、地すべり防止区域標識設置台帳（別記様式3号）に所要事項を記載し、整理保存するとともに、地すべり防止区域標識設置台帳（写）をもって、砂防課長に報告する。

(3) 新たに設置する場合、または再設置にかかる要望は文書をもって砂防課長に提出する。



伐開面積	0.4 ²
掘削土量	0.2 ³
埋戻土量	0.2 ³

注

- 1 材質はプラスチック製、地は白、文字は黒色書記入とする。
- 2 標識番号はステッカーとし、別途指示する。(ステッカーの枚数は標柱本数と同じで、数字の大きさは40×60mm程度)

第2節 その他

1 地すべり指定地について

- (1) 区域の範囲は、原案段階で砂防課へ協議すること。
- (2) 地元説明会において指定の範囲及び制限行為について説明すること。
- (3) 林務、農政と所管について早い段階から協議を進めること。
- (4) 手続きは次の通知等による。(砂防関係法令規集)
 - ・地すべり防止区域指定基準(昭和33年7月3日建設省・農林省・大蔵省申合)
 - ・地すべり防止区域の指定基準について(昭和33年7月11日建河発第490号)
 - ・ぼた山防止区指定基準(昭和33年7月7日建設省・農林省・大蔵省申合)
 - ・危険地区に対する地すべり防止区域指定の促進について(昭和38年4月12日建河発第197号)
 - ・「地すべり指定申請作成要領」について(昭和63年11月1日建設省河傾発第87号)

2 資料の保存について

砂防事業編 「資料の保存について」 参照のこと。

3 砂防基礎調査と土砂災害警戒区域等の指定

砂防事業編 「砂防基礎調査と土砂災害警戒区域等の指定」 参照のこと

4 土砂災害ハザードマップ

砂防事業編 「土砂災害ハザードマップ」 参照のこと。